

大学評価 機構ニュース

学位授与 *National Institution for Academic Degrees*

第 22 号

平成 13 年 2 月発行



短大・高専卒業者等を対象とした学士の学位授与試験の様子（H12.12.17大阪会場）

目 次

◆大学評価事業の状況

- 平成12年度に着手する大学評価の対象機関について2
- 大学評価実施要綱等について3
- 平成12年度に着手する大学評価に関する説明会 ...7

◆学位の申請・授与等の状況

■短期大学・高等専門学校卒業者，専門学校修了者等に対する学士の学位授与関係

- 1,588人から学士の学位授与の申請
ー平成12年度10月期申請分ー8

■認定課程(各省庁所管大学校)修了者に対する学位授与関係

- 5人に学士の学位を授与
ー学部相当の課程修了者ー9

■認定課程(各省庁所管大学校)関係

- 2校から課程の認定申出

- ー国立看護大学校看護学部看護学科，
防衛大学校理工学研究科ー9

○課程認定の再審査

- ー防衛大学校本科課程ー9

■認定専攻科関係

- 認定専攻科の教育の実施状況等の審査9

◆学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程の改正について10

◆機構の窓

- 会議の開催状況11
- 規程及び規則等の改正等14
- 人事異動14
- 中国大学学長訪日代表团，機構を訪問 ...15
- 神田評価第2課長が永年勤続表彰15

◆国際会議報告

- 前副機構長 高石 道明16

大学評価事業の状況

○平成12年度に着手する大学評価の対象機関について

当機構の行う大学評価は、国立学校設置法施行規則第52条の3により、大学等の設置者の要請を受けて行うこととされており、平成12年度に着手する大学評価は、文部科学大臣の要請に基づき、下記の機関について実施します。

1 全学テーマ別評価

①教育サービス面における社会貢献

全国立大学（政策研究大学院大学及び短期大学を除く。）及び全大学共同利用機関（112機関）

②教養教育

全国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く。）（95機関）

2 分野別（教育・研究）評価

（理学系分野）

区 分	対 象 機 関 等 名
分野別教育評価 (6機関（組織）)	千 葉 大 学 (理学部、自然科学研究科) 東 京 大 学 (理学部、理学系研究科、数理科学研究科) 新 潟 大 学 (理学部、自然科学研究科) 大 阪 大 学 (理学部、理学研究科) 広 島 大 学 (理学部、理学研究科) 熊 本 大 学 (理学部、自然科学研究科)
分野別研究評価 (6機関（組織）)	東 北 大 学 (理学部、理学研究科) 埼 玉 大 学 (理学部、理工学研究科) 金 沢 大 学 (理学部、自然科学研究科) 神 戸 大 学 (理学部、自然科学研究科) 愛 媛 大 学 (理学部、理工学研究科) 国 立 天 文 台

※ 当該学部、研究科の理学系分野の学科、専攻を対象とする。

（医学系（医学）分野）

区 分	対 象 機 関 等 名
分野別教育評価 (6機関（組織）)	秋 田 大 学 (医学部、医学研究科) 群 馬 大 学 (医学部、医学研究科) 岐 阜 大 学 (医学部、医学研究科) 京 都 大 学 (医学部、医学研究科) 高知医科大学 (医学部、医学研究科) 長 崎 大 学 (医学部、医学研究科)
分野別研究評価 (6機関（組織）)	北 海 道 大 学 (医学部、医学研究科) 筑 波 大 学 (基礎医学系、臨床医学系、社会医学系) 東京医科歯科大学 (難治疾患研究所) 福 井 医 科 大 学 (医学部、医学研究科) 岡 山 大 学 (医学部、医学研究科) 宮 崎 医 科 大 学 (医学部、医学研究科)

※ 当該学部、研究科の医学系（医学）分野の学科、専攻を対象とする。

○大学評価実施要綱等について

昨年7月以降、大学評価委員会及び専門委員会において、平成12年度に着手する大学評価事業の具体的な内容・方法等について、関係各方面からの意見も踏まえ、数次にわたる審議を行った結果、1月25日（木）に開催された大学評価委員会（第5回）において、大学評価の基本的な枠組を示した実施要綱を「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」として取りまとめ、併せて各テーマ及び分野に応じて機構の評価の一環として各大学等が行う自己評価及び実状調査の実施要項（『自己評価実施要項』及び『実状調査実施要項』）並びに機構の評価担当者（大学評価委員会委員、専門委員及び評価員）が評価に当たって用いる手引書（『評価実施手引書』）を取りまとめました。

なお、これらの資料については、当機構ホームページ（<http://www.niad.ac.jp>）に掲載中です。

平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について（概要）

I 大学評価の実施方針

1 評価の目的

評価の目的は、各大学等（大学及び大学共同利用機関）が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、

- ① 大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。
- ② 大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の内容・方法

(1) 複数の手法による多面的な評価

各大学等の教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくためには、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、複数の評価手法に基づく多面的な評価を行うことが必要。

そのため、大学等の行う諸活動について、次の3区分の評価を実施。

- ① 全学テーマ別評価
大学等の教育研究活動等のうち、全学的な課題をテーマとして設定し評価
- ② 分野別教育評価
大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況について評価
- ③ 分野別研究評価
大学の各学部及び各研究科、各附置研究所等並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価

(2) 目的及び目標に即した評価

大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、**各大学等の設定する目的及び目標に即して**、大学等の行う諸活動がその目的及び目標を実現する内容であるか、諸活動の結果が目的及び目標を達成しているのかなどの視点から評価。

3 項目別評価と総合的評価

各大学等が行う教育研究活動等を多面的に評価するため、目的及び目標を達成するための取組、達成状況、改善システムの3つの考え方を基本とした項目ごとの評価（**項目別評価**）及び各評価項目を通じて見たときに指摘できる事柄などの総合的な評価（**総合的評価**）を実施。

4 評価のプロセス

- ① 大学等は、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、その結果を自己評価書（根拠となる資料・データを含む。）として提出。
- ② 大学等から提出された自己評価書と機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づき、大学評価委員会の下に置かれる専門委員会の委員が、書面調査によるほか、ヒアリング（全学テーマ別評価、分野別研究評価）又は訪問調査（分野別教育評価）による分析・調査を踏まえて評価を行い、その結果を取りまとめる。
- ③ 機構は、評価結果を確定する前に評価結果の内容を当該大学等に通知。大学等はこれに対する意見の申立てが可能。意見の申立てがあった場合、大学評価委員会で再審議を行い、最終的な評価結果を確定。
- ④ 評価報告書には、意見の申立ての内容とその対応結果もあわせて明示し、当該大学等及び設置者に提供。また、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により広く社会に公表。

5 評価の結果

評価報告書は、項目別評価、総合的評価の結果及びそれらを要約した評価結果の概要のほか、大学等の概要、大学等の設定した目的及び目標の記述で構成。

II 平成12年度に着手するテーマ及び分野等

1 テーマ及び分野

- ① 全学テーマ別評価のテーマ 「教育サービス面における社会貢献」及び「教養教育」（注1）
 - ② 分野別教育評価の学問分野 「理学系」及び「医学系の医学」（注2）
 - ③ 分野別研究評価の学問分野 「理学系」及び「医学系の医学」（注2）
- （注1）全学テーマ別評価の「教養教育」は、2年計画で評価を実施。1年目は実状調査。
（注2）医学系には、医学、歯学、薬学等が該当するが、今回は「医学」を対象。

2 評価対象機関

機構は、設置者が決定し機構に要請してきた機関について評価を実施。

3 評価のスケジュール

平成13年1月末	実施要項等を大学等へ通知
平成13年7月末	各大学等から自己評価書・根拠資料等の提出
平成13年8月～	書面調査及びヒアリング又は訪問調査の実施
平成14年3月	評価結果の確定、大学等への通知、公表

平成12年度に着手するテーマ及び分野等

評価の区分	全学テーマ別評価	分野別教育評価	分野別研究評価
評価内容	テーマに関する大学等の諸活動の状況についての評価	大学の教育活動等の状況についての評価	大学等の研究活動等の状況についての評価
テーマ及び対象分野	・教育サービス面における社会貢献 ・教養教育（注）	・理学系 ・医学系の医学	・理学系 ・医学系の医学
対象機関	【教育サービス面における社会貢献】 全国立大学（政策研究大学院大学及び短期大学を除く。）（98大学）及び全大学共同利用機関（14機関） 【教養教育】 全国立大学（大学院のみを置く大学及び短期大学を除く。）（95大学）	それぞれ6大学の学部及び研究科	それぞれ6組織（機関）の学部及び研究科、附置研究所等並びに大学共同利用機関
評価方法	書面調査・ヒアリング	書面調査・訪問調査	書面調査・ヒアリング
項目別評価の項目	【教育サービス面における社会貢献】 1) 目的及び目標を達成するための取組 2) 目的及び目標の達成状況 3) 改善のためのシステム	1) アドミッション・ポリシー（学生受入方針） 2) 教育内容面での取組 3) 教育方法及び成績評価面での取組 4) 教育の達成状況 5) 学生に対する支援 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム	1) 研究体制及び研究支援体制 2) 諸施策及び諸機能の達成状況 3) 研究内容及び水準 4) 社会（社会・経済・文化）的貢献 5) 研究の質の向上及び改善のためのシステム
総合的評価	各項目を通じた事柄や全体を見たときに指摘できる事柄などについて評価		

（注） 教養教育をテーマとする評価は、2年計画で実施。

1年目は各大学における「教養教育のとらえ方」、「教養教育の目的及び目標」及び「目的及び目標を達成するための取組状況」等の実状調査を行い、その調査結果を整理・公表。

この実状調査の結果等を踏まえて、具体的な評価項目や内容・方法について検討した上で2年目に評価を実施。

平成12年度に着手する大学評価の実施概要図

大 学 評 価 の 目 的

競争的環境のもとでの各大学等の個性輝く発展

- ① 教育活動、研究活動、社会貢献活動など、大学等の行う諸活動について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てること。
- ② 大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

対 象 機 関

●大学及び大学共同利用機関（当分の間、私立大学は対象外）

大 学 評 価 の 特 徴

●複数の評価手法による多面的評価

●目的及び目標に即した評価

全学テーマ別評価	個別の学部等の課題ではなく、大学等としての全学的な課題に関して毎年度数テーマを適切に設定し、大学等に対して評価を行います。
分野別教育評価	大学の学部、研究科を単位として、学問分野ごとにその学部、研究科の教育活動の状況について評価を行います。
分野別研究評価	大学の学部、研究科、附置研究所や大学共同利用機関などを単位として、学問分野ごとにその学部、研究科等の研究活動の状況について評価を行います。

項目別評価と総合的评价

大学等が設定する目的及び目標に即して、それを達成するための取組、達成状況、改善のためのシステムの3つの内容を基本とした評価項目ごとの評価（**項目別評価**）及び各評価項目を通じて見たときに指摘できる事柄などの総合的な評価（**総合的评价**）により行います。

評 価 体 制

大学評価委員会

- ・実施方針・事業計画等基本的事項の審議
- ・評価結果の審議・確定

専門委員会

- ・テーマ別、専門分野別に設置
- ・評価内容・方法等の審議
- ・評価の実施（評価チーム、部会を編成）及び評価結果の審議

評価チーム・部会

- ・専門委員会委員と評価員で評価チーム・部会を編成

評 価 の プ ロ セ ス

大学評価委員会及び専門委員会

評価の実施方針や具体的な評価の内容・方法及び実施のための要項等を決定



（実施要項等通知）

大学等における自己評価

実施要項に基づく目的及び目標に即した自己評価の実施及び自己評価書の作成



（自己評価書提出）

各専門委員会（評価チーム、部会）

自己評価書及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づく評価（書面調査及び訪問調査又はヒアリング）及び評価報告書原案の作成



大 学 評 価 委 員 会

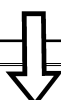
評価結果の審議及び取りまとめ（意見の申立てに対する再審議）

評価結果を確定する前に当該大学等に通知

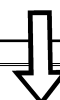
意見の申立て



確 定



大学等及び設置者へ提供



社 会 へ 公 表

（評価報告書発行及びウェブサイトへ掲載）

○平成12年度に着手する大学評価に関する説明会

国立大学及び大学共同利用機関（以下「大学等」という。）が機構の行う大学評価事業に対する理解を深め、適切な自己評価の実施に資することを目的とし、各大学等の担当の教職員を対象とした、平成12年度に着手する大学評価事業の趣旨及び評価区分ごとの評価並びに大学等が行う自己評価についての説明会を下記のとおり開催しました。

地 区 名	開 催 日	会 場
北海道地区	平成13年2月19日（月）	北海道大学
東北地区	平成13年2月15日（木）	東北大学
関東・甲信越地区	平成13年2月13日（火）	学術総合センター
東海・北陸地区	平成13年2月22日（木）	名古屋大学
近畿地区	平成13年2月19日（月）	大阪大学
中国・四国地区	平成13年2月22日（木）	岡山大学
九州地区	平成13年2月15日（木）	九州大学



関東・甲信越地区説明会であいさつをする齊藤副機構長（H13.2.13 学術総合センター）



学位の申請・授与等の状況



短期大学・高等専門学校卒業生、専門学校修了者等に対する学士の学位授与関係

○1,588人から学士の学位授与の申請

－平成12年度10月期申請分－

短期大学・高等専門学校卒業生及び専門学校修了者等からの平成12年度10月期の学位授与申請受付の結果、20専攻分野39専攻区分にわたる1,588人から申請がありました。これは、前年度同期の申請者数（平成11年度10月期1,483人）と比べ、105人の増となっています。

基礎資格別の申請者数、各専攻区分ごとの申請者数は次表のとおりです。10月期の特徴である短期大学及び高等専門学校の認定専攻科修了見込者からの申請は、1,275人となっています。

今回申請のあった1,588人については、平成12年11月10日（金）開催の学位審査会において機構長から学位授与の可否についての審査が付託され、学位審査会では、修得単位、学修成果及び試験の審査を担当する専門委員会を指定、平成12年12月10日（日）に筑波大学大塚地区キャンパスにおいて面接試験が、また、12月17日（日）に東京工業大学及び大阪大学において小論文試験が行われました。各専門委員会における修得単位、学修成果及び試験の審査を経て、合格者には平成13年3月末までに、学士の学位が授与される予定です。

<平成12年度10月期申請者数（基礎資格別）>

短期大学卒業生	239人
高等専門学校卒業生	7
専門学校修了者	41
大学中退者	18
飛級	5
高等専門学校専攻科修了見込者	621
短期大学専攻科修了見込者	654
大学卒業生	3
合計	1,588

<平成12年度10月期申請者数（専攻区分別）>

専攻分野	専攻区分	申請者数
文 学	国 語 国 文 学	16人
	英語・英米文学	7
	仏語・仏文学	3
	哲 学	1
	心 理 学	1
	宗 教 学	1
教 育 学	教 育 学	116
社 会 学	社 会 福 祉 学	2
教 養	地 域 研 究	11
	科学技術研究	1
社 会 科 学	社 会 科 学	2
法 学	法 学	1
政 治 学	政 治 学	1
経 済 学	経 済 学	3
商 学	商 学	2
経 営 学	経 営 学	8
理 学	数学・情報系	2
	生 物 学 系	1
	総 合 理 学	2
看 護 学	看 護 学	117
保健衛生学	検査技術科学	34
	放射線技術科学	79
	理 学 療 法 学	26
	作 業 療 法 学	15
鍼 灸 学	鍼 灸 学	3
栄 養 学	栄 養 学	185
工 学	機 械 工 学	193
	電気電子工学	178
	情 報 工 学	38
	応 用 化 学	82
	生 物 工 学	7
	材 料 工 学	23
	土 木 工 学	68
	建 築 学	48
芸 術 工 学	芸 術 工 学	34
農 学	農 学	13
家 政 学	家 政 学	5
芸 術 学	音 楽	33
	美 術	226
合 計		1,588

認定課程（各省庁所管大学校）修了者に対する学位授与関係

○ 5 人に学士の学位を授与

－学部相当の課程修了者－

大学の学部に対応する教育を行う課程として認定された水産大学校本科の平成12年9月修了者から学士の学位授与の申請があり、平成12年11月10日（金）開催の学位審査会における審査の結果、5人の申請者全員に学士の学位が授与されました。

＜学士の学位授与申請者数・授与者数＞

認 定 課 程 名	専攻分野	申請者数及び授与者数
水産大学校本科	水 産 学	5人

認定課程（各省庁所管大学校）関係

○ 2 校から課程の認定申出

－国立看護大学校看護学部看護学科、
防衛大学校理工学研究科－

平成12年9月に、国立看護大学校看護学部看護学科、防衛大学校理工学研究科について認定の申出があり、機構長は平成12年11月10日（金）開催の学位審査会において審査を付託しました。学位審査会では教育課程、教員組織等の審査を行う専門委員会を指定、当該専門委員会に審査を付託しました。専門委員会からの審査結果の報告に基づき、平成13年2月15日（木）開催の学位審査会において認定の可否が審査され、平成13年3月末までに各校に結果が通知される予定です。

○課程認定の再審査

－防衛大学校本科課程－

大学の学部に対応する教育を行う課程として認定されている防衛大学校本科課程の学科改編について通知があり、機構長は、課程認定の再審査を行うこととして、平成12年11月10日（金）開催の学位審査会において審査を付託しました。学位審査会では、教育課程、教員組織等の審査を行う専門委員会を指定、当該専門委員会に審査を付託しました。専門委員会からの審査結果の報告に基づき、平成13年2月15日（木）開催の学位審査会において審査が行われ、平成13年3月末までに結果が通知される予定です。

認定専攻科関係

○認定専攻科の教育の実施状況等の審査

本機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科は、認定後5年ごとに教育の実施状況等についての審査を受けることとされています。

平成12年度は平成7年4月1日認定の22校32専攻（短期大学専攻科19校25専攻、高等専門学校専攻科3校7専攻）に係る審査が行われ、機構発足以来4回目の審査となります。

各専門委員会における授業科目及び教員についての審査結果に基づき、平成13年2月15日（木）開催の学位審査会において教育の実施状況等の適否について審査が行われ、平成13年3月末までに各専攻科の設置者等に結果が通知される予定です。

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程の改正について

平成12年11月22日、大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループから次のとおり審議の経過が報告されました。

「短期大学及び高等専門学校の在り方について」総会への審議経過報告等（抜粋） （大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループ） 平成12年11月22日	
Ⅱ 短期大学及び高等専門学校の制度上の位置付け等に関する検討課題	
3 その他	
現在、短期大学及び高等専門学校の卒業生には、大学評価・学位授与機構による学士の学位授与の基礎資格が認められ、同機構の定める要件を満たす専攻科で一定の学修を行った者等については、学位が授与されることとなっている。	
その場合の一定の学修の中には、法令上の定めはないが、同機構の定めるところにより、大学における16単位以上の単位の修得が義務付けられている。	
このことについては、学位が授与されるためには大学評価・学位授与機構が認定した専攻科における学修でなければならないこと、申請を行った者に対し個別に審査がなされること、平成3年の制度創設以来、同機構による専攻科の認定が定着しつつあると考えられることなどを踏まえ、今後の生涯学習需要の多様化、高度化により柔軟に対応できるようにする観点から、同機構が認定した専攻科で所要の学修を行った者については、大学における16単位の修得を求めないことが適当である。	

これを受け、機構では大学における16単位以上の修得の要件を廃止することとし、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位授与に関する規程の一部を改正し、平成13年1月25日付官報第3041号により公示したところです。

なお、この改正は平成13年4月1日から施行され、同日以降の学士の学位授与の申請を行う者から適用されます。

学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程新旧対照表

改 正 後	改 正 前
学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程 〔平成4年1月14日〕 規 程 第 5 号 最終改正 平成12年12月27日規程第15号 （趣旨） 第1条 (省 略) （学士の学位授与の要件） 第2条 (省 略) （単位の修得方法等） 第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。 (1) 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあつては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。 第3条第1項第2号～第11条 (省 略) 附 則 (一部省略) 附 則（平成12年12月27日規程第15号） <u>この規程は、平成13年4月1日から施行する。</u>	学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程 〔平成4年1月14日〕 規 程 第 5 号 最終改正 平成12年12月1日規程第13号 （趣旨） 第1条 (省 略) （学士の学位授与の要件） 第2条 (省 略) （単位の修得方法等） 第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、前条各号の一に該当した後、次の各号に定めるところにより単位を修得しなければならない。 (1) 2年以上にわたって、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち機構が認定したものにおける学修その他文部科学大臣が定める学修を行い、62単位以上を修得すること。ただし、前条各号に掲げる者のうち、修業年限3年の短期大学（短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第19条に規定する短期大学を除く。）を卒業した者並びに修業年限3年以上で課程の修了に必要な総授業時数が2,550時間以上の専修学校の専門課程を修了した者又はこれと同等以上と機構が認める者の場合にあつては、1年以上にわたって、31単位以上を修得すること。 <u>この場合において、それぞれの単位数のうち、16単位以上は、大学において修得すること。</u> 第3条第1項第2号～第11条 (省 略) 附 則 (一部省略)

○会議の開催状況

評議員会

第21回 平成12年12月27日（水）

・議事

- (1) 機構長候補者の推薦について
- (2) 学位授与事業関係について
 - ①学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程の改正等について
 - ②学位授与事業の実施状況について
- (3) 大学評価事業関係について
 - ①平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について
- (4) 学位授与事業に関する自己点検及び評価の実施方針について
- (5) その他
 - ①「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」（大学審議会答申）
 - ②新施設の整備について
 - ③平成13年度機構関係政府予算案について

運営委員会

第34回 平成12年12月18日（月）

・議事

- (1) 学位授与事業関係について
 - ①学位審査会専門委員の任命について
 - ②学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程の改正等について
 - ③学位授与事業の実施状況について
- (2) 大学評価事業関係について
 - ①平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について
- (3) 学位授与事業に関する自己点検及び評価の実施方針について
- (4) その他
 - ①「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」（大学審議会答申）
 - ②新施設の整備について

大学評価委員会

第4回 平成12年12月7日（木）

・議事

- (1) 評価内容・方法等について
- (2) 評価担当者研修の実施方針について
- (3) 分野別検討グループについて

第5回 平成13年1月25日（木）

・議事

- (1) 評価内容・方法等について
- (2) 自己の関係する大学等の取扱いについて
- (3) 専門委員の選考について
- (4) 評価担当者研修の実施計画について

大学評価委員会専門委員会（平成12年11月～平成13年1月）

1. 審査事項

各テーマ別及び分野別評価における評価の具体的な内容・方法等について

2. 開催回数

全学テーマ別評価

教育サービス面における社会貢献に関する

専門委員会 5回

教養教育に関する専門委員会 4回

分野別教育評価

医学系（医学）教育評価専門委員会 4回

理学系教育評価専門委員会 4回

分野別研究評価

医学系（医学）研究評価専門委員会 4回

理学系研究評価専門委員会 4回

学位審査会

第52回 平成12年11月10日（金）

・議事

- (1) 短期大学及び高等専門学校の卒業者等に係る学士の学位授与の審査の付託について
- (2) 認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査の付託について
- (3) 認定課程修了者に係る学士の学位授与の審査について
- (4) 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定の審査の付託について
- (5) 各省庁大学校の課程の認定の審査の付託について
- (6) 認定課程の改編に伴う再審査の付託について
- (7) 大学審議会の審議の動向と機構における関連規程の整備について
- (8) 学位授与事業に関する自己点検及び評価の実施について
- (9) その他

学位審査会専門委員会（平成12年11月～平成13年2月）

1. 審査事項

- ①平成12年度10月期の短期大学・高等専門学校卒業等からの学士の学位授与申請に係る審査
- ②短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に係る審査
- ③各省庁大学校の課程の認定に係る審査
- ④認定課程の改編に伴う再審査
- ⑤短期大学及び高等専門学校の認定専攻科における教育の実施状況等の審査
- ⑥認定課程修了者に係る博士の学位授与の審査

2. 開催回数

文学・神学専門委員会		看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会	
（国語・国文学部会）	2回	（看護学部会）	2回
（英語・英米文学部会）	2回	（検査技術科学部会）	2回
（仏語・仏文学部会）	2回	（放射線技術科学部会）	1回
（歴史学部会）	1回	（鍼灸学部会）	1回
（哲学部会）	2回	（理学・作業療法学部会）	1回
（心理学部会）	2回	家政学・栄養学専門委員会	
（独語・独文学部会）	1回	（家政学部会）	2回
（ロシア語・ロシア文学部会）	1回	（栄養学部会）	2回
教育学専門委員会	2回	工学・芸術工学専門委員会	
社会学専門委員会		（機械工学部会）	2回
（社会学部会）	1回	（電気電子工学部会）	2回
（社会福祉学部会）	2回	（情報工学部会）	2回
教養・学芸専門委員会	2回	（応用化学部会）	2回
法学・政治学専門委員会	2回	（材料工学部会）	2回
経済学・商学・経営学専門委員会	2回	（土木工学部会）	2回
理学専門委員会		（建築学部会）	2回
（数学・情報系部会）	2回	（航空工学部会）	1回
（物理学・地学系部会）	2回	（応用物理学部会）	2回
（化学系部会）	1回	（造形工学・芸術工学部会）	1回
（生物学系部会）	1回	農学専門委員会	1回
医学・薬学専門委員会		芸術学専門委員会	
（医学部会）	1回	（音楽部会）	1回
		（美術部会）	2回
		体育学専門委員会	2回

○規程及び規則等の改正等（平成12年10月～平成13年1月）

次の規程等が制定されました。

- ・学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程の一部を改正する規程
（理由）中央省庁再編に伴う改正 （制定日）平成12年12月1日 （施行日）平成13年1月6日
- ・大学評価・学位授与機構事務組織規程
- ・大学評価・学位授与機構事務分掌細則
（理由）円滑な事務を行うため、組織及び所掌事務の整理
（制定日）平成12年12月15日（施行日）平成12年12月15日
- ・学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程の一部を改正する規程
- ・学士の学位授与に係る修得単位審査要項の一部改正
（理由）大学審議会、短大・高専WGの報告を受け、短大・高専卒業等に係る単位修得要件の見直し
（制定日）平成12年12月27日 （施行日）平成13年4月1日

○人事異動（平成12年10月～平成13年1月）

1. 転入・配置換

月 日	氏 名	異 動 内 容	異 動 前 等 の 職 名
【評価研究部】			
12. 11. 1	岩 田 末 廣	併 任 評価研究部教授	広島大学大学院理学研究科教授
【副機構長】			
13. 1. 6	齊 藤 秀 昭	転 任 副機構長	山形大学事務局長
【評価事業部】			
13. 1. 6	阿 部 勝	昇 任 評価第1課企画調整係長	文部省高等教育局学生課庶務係主任

2. 転 出

月 日	氏 名	異 動 内 容	異 動 前 等 の 職 名
【副機構長】			
13. 1. 6	高 石 道 明	転 任 信州大学事務局長	副機構長
【評価事業部】			
13. 1. 6	古 田 和 之	転 任 文部科学省高等教育局大学課 大学改革推進室専門職	評価第1課企画調整係長

○中国大学学長訪日代表团、機構を訪問

平成12年12月21日（木）、中国大学学長訪日代表团17名が機構を訪れ、学術総合センタービル1階特別会議室において、2時間に渡り日中の大学評価事業に関する意見交換が行われました。

はじめに、木村機構長と中国の代表团双方が挨拶を述べ、出席者の紹介が行われました。その後、高石前副機構長が機構の概要について説明し、ついで山本評価事業部長が機構の大学評価事業の概要について説明を行いました。質疑応答で、機構の評価事業について中国の代表团から多くの質問が寄せられ、活発な討議が交わされました。



○神田評価第2課長が永年勤続表彰

神田評価第2課長が文部省の表彰規程に基づき勤続20年の永年勤続者表彰を受けました。平成12年11月22日（水）、機構長室において木村機構長より文部大臣の表彰状が授与され、次いで機構からの記念品が贈呈されました。

この後、神田課長は、機構長、高石前副機構長、井上管理部長、山本評価事業部長、西山総務課長とともに記念写真を撮り、機構長よりお祝いと労いの言葉をいただき、謝辞とともに思い出話や今後の抱負を述べるなどひととき歓談しました。



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 国際会議報告 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「高等教育の質の保証に関する国際会議」 2000年11月8-10日、バンコクにて

信州大学事務局長、前副機構長
高 石 道 明

昨年11月、タイ国大学省主催の標記会議に、文部省（当時）の要請により参加し、わが国の大学評価の仕組みを発表し、また、アジア諸国の状況について豊富な情報を得た。

会議には、タイ国内の大学関係者、行政官など600人、国外から100人を超える参加があり、盛大なものであった。英国（HEFCEのブライアン・フェンダー卿）、豪州、ニュージーランドからも数名参加した。開会式には、首相も出席され、開会宣言を行い、外国代表に親しく声をかけられた。タイ政府の大学改革にかける意気込みを感じる会議であった。

タイにおいても、国立大学は行政組織の一部であるが、これを2002年までに、大学ごとの個別法人に移行させる計画が進んでいる。国立大学は24校あるが、新設の2校を含む4校がすでに国会の議を経て法人化されている。また、チュラロンコン、マヒドン、ナレスアン校の3校についても、すでに閣議了解され、近く法人化されることになっている。国家行政組織の再編も行われ、2002年8月までに、教育省、大学省および国家教育委員会が統合され、教育・宗教・文化省になる予定である。

タイ国のこのような行政改革のきっかけになったのは、タイの経済状況が極度に悪くなったとき、世界銀行とアジア開発銀行の借款を受けたが、大学改革を含む行政改革が資金供与の条件だったことによる、とのことであった。

大学省は、あわせて高等教育機関における内部評価の政策と実施方針のガイドラインを策定し、1996年に発表した。（当面、対象は国立大学であり、およそ50校ある私学については、別途通知があるまでは、

私学独自の制度を維持することになっている。ちなみに、タイでは、1999年統計によると、学生数は、国立約84万人、私立約20万人。）

ガイドラインによれば、高等教育機関は、教育成果が少なくとも学位の最低要求を満たすよう、全学・学部・学科それぞれのレベルごとに質を管理する内部システムを確立しなければならない。そのために、次のような活動が求められる。

- 1 システム開発、管理、フォローアップのための組織（複数）を設けること。
- 2 質の保証のシステム・メカニズムを開発すること。
- 3 質の管理のための活動
 - ・ 質の内部管理の原則・目的・重要性を大学教職員と関連メディアに周知させること
 - ・ 情報システムを開発すること
 - ・ 継続的なカリキュラム評価のシステムを確立すること
 - ・ コースの改善のため組織的な評価の仕組みを作る
 - ・ 継続的にスタッフ・ディヴェロップメントを行い、教授技法・メディアを開発
 - ・ 施設・設備・教材などのリソースの定期的なモニター・評価システムの確立
 - ・ 教育到達度の効果的な評価システムを整えること
 - ・ 効果的な予算管理
 - ・ 卒業生の追跡評価のさまざまな仕組みを作る
 - ・ 研究活動を促進するための明確で効果的なポリシーとシステムを採用すること
 - ・ 卒業生を雇用する組織や機関が、教育の質を保証する活動に参加できるようにすること
 - ・ 大学間の情報・意見交換
 - ・ 一般国民と関連組織へのメディアを通じた報告



4 大学省に、監査組織が設けられ、各大学の上記活動を評価する。大学省の高等教育水準局がその任にあたり、専門ごとに構成される評価員による訪問調査などによって、各大学の学科ごとに評価し、効果的な組織作りとシステム開発、運用をしている学科を認定する。これまでに、6つの医学部の審査が行われたとのことである。

この会議の翌週、日本の文部大臣がタイを訪問し、大学大臣と会見したが、タイ国政府の高等教育改革にかかる熱意と大胆さに感銘を受けたと聞いている。会議の冒頭、基調演説をした大学省次官が、演説の最後に、タイの改革を一言で言えば、「Do or die.」であると述べた言葉が印象深かった。

会議では、英国や豪州など高等教育先進国の評価制度の紹介とともに、多くのアジア諸国の代表が、質の確保のための取り組み状況を報告したが、そのうち、印象に残ったものを述べてみたい。

シンガポールは、特徴のある都市国家であるが、2つある国立大学のうちSNUは、早くからいわゆるグローバルスタンダードを重視している大学である。教育の質の確保に関しては、学生による授業評価、同僚による授業評価、授業のビデオ録画、雇用者や同窓生の調査、さまざまな外部評価（それぞれの分野で世界の卓越した研究者を評価員に委嘱する等）などを通じて、先進国の経験をいち早く導入している。教員の質・業績管理についても、毎年の

業績評価（教育・研究および管理の活動と実績について、自己申告、学科長による面接・アドバイス、学部委員会の審査が行われる。）や、教授昇任は外部評価員の評価によるなど、わが国の国立大学の活性化にも大いに参考になる取り組みを実施している。「従来大学職員が持っていた公務員感覚を排除すること」が重要であると述べた言葉をよく覚えている。

隣の中国ではどうか。この国でも他国と同じく、1990年代に入って高等教育の量的拡大があり、地方と中央政府の役割分担、高等教育の財政多様化などの動きを受けて、高等教育制度の見直しが進められている。1998年までに、重点大学193校（基礎科学の人材養成大学84、リベラル・アーツ大学51、工学系大学45、経済系大学13）が選ばれた。そのうちから100程度の第1級の大学を建設する「プロジェクト（工程）211」なる計画も進行中である。1999年には、高等教育法が施行され、これに基づく教育評価が同年から始まっている。昨年の4月までに、160の大学が評価を受け、そのうち36大学は、満足すべき水準に達していないとの評価であったと報告された。

限られた分量で、書き尽くせないことが多いが、我々に最も親しいアジアの国々も、高等教育の質について真摯な改革努力をしており、わが国の関係者にとっても有益な経験と情報を持っている。今後、機構の研究者諸氏が、アジア諸国とも交流を続け、共に学んでいってくださることを期待する。

たかいし・みちあき 昭和19年愛媛県生

京都大学法学部卒

昭和43年文部省採用、北海道教育委員会、OECD日本政府代表部、NIME, NISE, 京都大学、JSPS, KEK, 長野五輪組織委員会、山口大学を経て、平成12年4月から大学評価・学位授与機構副機構長（平成13年1月まで）、現在、信州大学事務局長。

編集後記

- ◇ 「大学評価・学位授与機構ニュース」第22号をお届けします。
- ◇ 平成12年度に着手する大学評価の対象機関を紹介しております。特に、分野別（教育・研究）評価は、理学系分野では、教育、研究それぞれに対し6機関（組織）が対象とされ、医学系（医学）分野においても、同数の機関（組織）が対象とされます。また、大学評価の基本的な枠組を示した実施要綱「平成12年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の概要を掲載致しました。
- ◇ 平成12年度10月期の学士の学位授与申請者数は前年度同期と比べ105人増の1,588人となりました。このような増加傾向は今後も暫く続くものと見込まれます。また、水産大学校本科の修了者5名から学士の学位授与の申請があり、5名全員に学位が授与されました。
- ◇ 「短期大学及び高等専門学校の内方について」総会への審議経過報告等の抜粋を掲載致しました。これを受け、機構では、平成13年4月1日以降に学士の学位授与の申請を行う者から、大学における16単位以上の修得の要件を廃止することに致しました。
- ◇ 神田評価第2課長が勤続20年の永年勤続者表彰を受けられました。ますますのご活躍を期待いたします。
- ◇ 中国大学学長訪日代表団が機構を訪れ、日中の大学評価事業に関する意見交換が行われました。
- ◇ 高石前副機構長から、国際会議報告として、タイのバンコクで開催された「高等教育の質の保証に関する国際会議」への参加報告をいただきました。
(K.M.)

[お断り]

前号(第21号)の表紙の写真の説明の中で、第3回大学評価委員会の開催日が(H12.9.8)となっておりましたが、(H12.9.13)の誤りでした。お詫びして訂正します。

編集 大学評価・学位授与機構広報委員会
〒226-0026
横浜市緑区長津田町4259番地
電話 045-922-6442
Fax. 045-923-0258
HPアドレス
<http://www.niad.ac.jp/>
印刷 (有) 創文社
〒141-0031
東京都品川区西五反田1-4-1
電話 03-3491-8321